

国立大学法人京都大学 宿舎規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(有料宿舎の使用料)</p> <p>第13条 有料宿舎の使用料(以下「宿舎使用料」という。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第16条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)及びその政省令等で規定された使用料の算定方法により、各宿舎につき財務担当理事が決定する。</p> <p>2 新たに有料宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。</p> <p>3 有料宿舎の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月財務担当理事の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。</p> <p>4 有料宿舎の貸与を受けた者が第16条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。</p> <p>5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の宿舎使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(有料宿舎の使用料)</p> <p>第13条 有料宿舎の使用料(以下「宿舎使用料」という。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第16条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して、平成21年度以降に設置又は大規模改修した有料宿舎にあっては総長が別に定める算定方法により、それ以外の有料宿舎にあっては国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)及びその政省令等で規定された使用料の算定方法により、各宿舎につき財務担当理事が決定する。</p> <p>(同左)</p> <p>附則 この規程は、平成21年9月28日から施行する。</p>